

経営事審査の事務の取扱いについて

令和6年12月24日作成
福島県土木部

このことについて、国土交通省の告示等を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 雇用状況の確認書類について

健康保険被保険者証の新規発行が終了したことを受けて「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（平成16年国土交通省告示第482号）」の一部が改正されたことを踏まえ、技術職員等の雇用状況の確認方法を以下のとおりとしました。

- (1) 雇用状況の確認は、事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格確認通知書の写し又は所属企業の雇用証明書の写しによって行います。
- (2) 有効期限前の健康保険被保険者証は、引き続き、確認書類として用いることが可能です。

2 税務署に提出した申告書の写しについて

令和7年1月から、国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）及び税務署に提出される全ての申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われなくなることを踏まえ、令和7年1月以降に税務署に提出した申告書の写しの取扱いを以下のとおりとしました。

- (1) 税務署の収受日付印の押なつがない申告書の写しを真正なものとして取り扱います。
- (2) 電子で申告を行った場合についても、申告書の写しを提出してください（「受信通知」画面を印刷したものは、提出不要です）。

3 ISOの登録状況の加点要件の明確化について

ISOの登録状況の加点要件を明確化し、以下のとおり取り扱うこととしました。

- (1) 令和7年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、ISO登録認証の要件中「認証範囲に建設業が含まれていること」とは、「申請者が保有する建設業許可業種のいずれかが含まれていること」とします。
- (2) 現在有効な経営事項結果通知書において、(1)の条件を満たしていながら加点となっていない場合は、経営事項審査結果通知書の修正を行いますので所管の建設事務所に御相談ください。

ただし、修正を行うのは、(1)の条件を満たしていることが確認できた場合に限りです。

4 その他

- (1) 3(2)に該当がある場合は、所管の建設事務所に御相談ください。
- (2) 経営事項審査申請の手引等については、今後更新します。